

一般社団法人日本ソーシャルキャピタル協会  
定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、一般社団法人日本ソーシャルキャピタル協会(以下「本会」という。)と称し、英文では、Japan Social Capital Association (略称 JSCA)と称する。

(事務所)

第2条 本会は、主たる事務所を東京都港区に置く。

2 本会は、理事会の決議によって、従たる事務所を必要な場所に設置することができる。これを変更又は廃止する場合も同様とする。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 本会は、人々の協調行動の活性化を通じて、社会の効率性を高めることができる信頼・行動・ネットワークの社会組織開発及び人材養成等の支援活動に関する推進にあたり、積極的に ICT を活用し、社会の課題解決力向上及び人間形成を助け人生をより良いものにするための一端を担う。もって健全で人間性豊かな相関関係を市民自治に基づくコミュニティの基礎として社会の発展に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1)社会の変革に対応し、住民自治に基づくコミュニティの結束を具体的に探求するための調査・研究及び市民活動への参加促進の提言等を行う事業
- (2)ソーシャル・キャピタルを推進するための事業を開発し、運営組織のネットワークを構築、コミュニティ事業を普及する社会的イノベーションの研究事業
- (3)社会的弱者等が公共施設等の地域の身近な場所においてグループで共住する場及び職業的自立を図るため、新しい生活スタイルを実現するコミュニティづくりを支援する事業
- (4)ソーシャル・キャピタル事業の指導者、組織者、協力者等の人材を研修・養成・育成をするとともに、国内外の交流のネットワーク化を図り、地域支援を促進する事業
- (5)医療介護・家族と子育て等の地域福祉支援事業及び専門相談窓口の整備を図り、コミュニティづくりを促進するための企画の実施及び啓発・広報・出版を行う事業
- (6)地域社会における情報格差の問題を解消し、効率性を高めるIT知識の普及支援のための協調

活動及び包括的連携による共同購買・事務・営業・経理・企画開発・採用等経営管理の煩雑な業務を  
ICTの活用により合理化及び省力化の促進並びに労働力の定着を図る事業

(7)ITを活用した学術・文化・芸術又はスポーツの振興を図る、団体及び個人等の活動支援事業

(8)その他、本会の目的を達成するために必要な事業

2 前項各号の事業は、本邦及び国外において行うものとする。

### 第3章 会員

(種別)

第5条 本会の会員は、次の2種とし、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律  
(以下「一般法人法」という。)上の社員とする。

(1)正会員 本会の目的に賛同し、その達成に協力するものとして入会した、個人又は法人若しくは  
団体

(2)賛助会員 本会の事業目的を積極的に賛助するため入会し、理事会が承認をした個人又は法人  
若しくは団体

2 正会員になろうとする者は、本会に登録された他の正会員の推薦を受け、理事会において承認さ  
れた者とする。

(会員の資格取得)

第6条 本会の正会員又は賛助会員になろうとする者は、理事会の定めるところにより入会申込書を  
代表理事に提出し、その承認を受けなくてはならない。

(会費の負担)

第7条 本会の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、正会員、賛助会員になったとき及び毎  
年、総会において別に定める額の納入義務を負う。

(任意退会)

第8条 正会員及び賛助会員は、理事会において別に定める退会届を提出することにより、任意にい  
つでも退会することができる。

(除名)

第9条 会員が次の各号の一に該当する場合には、総会において、総正会員の半数以上であって、  
総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって、当該会員を除名することができる。この場合、  
その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

(1)法令及びこの定款その他の規則に違反したとき。

(2)本会の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

(3)その他除名すべき正当な事由があるとき。

(会員の資格喪失)

第10条 前条の場合のほか、会員が次の各号の一に該当するに至った場合には、その資格を喪失する。

- (1)退会したとき。
- (2)後見開始又は保佐開始の審判を受けたとき。
- (3)当該会員が死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は会員である団体が解散消滅したとき。
- (4)第7条の支払義務を2年間履行しなかったとき。
- (5)除名されたとき。
- (6)総社員の同意があったとき。

(拠出金品の不返還)

第11条 会員がその資格を喪失しても、既納の会費及びその他の拠出金品は、返還しない。

## 第4章 社員総会

(構成)

第12条 総会は、正会員をもって構成する。

2 前項の総会をもって一般法人法上の社員総会とする。

(権限)

第13条 総会は、次の事項について決議する。

- (1)会員の除名
- (2)理事及び監事の選任又は解任
- (3)理事及び監事の報酬等の額
- (4)貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)並びにこれらの附属明細書の承認
- (5)定款の変更
- (6)解散及び残余財産の処分
- (7)合併及び事業の全部又は重要な一部の譲渡
- (8)その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第14条 総会は、定時総会として毎年1回事業年度終了後3ヵ月以内に開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1)理事会が必要と認め招集の決議をしたとき。
- (2)総正会員の議決権の5分の1以上を有する正会員から、会議の目的である事項及び招集の理由を記載した書面により、招集の請求があったとき。

(招集)

第 15 条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき、代表理事が招集する。

2 代表理事は、前条第2項第2号の規定による請求があったときは、その日から6週間以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法をもって、少なくとも2週間前までに通知しなければならない。

(議長)

第 16 条 総会の議長は、当該総会に出席した正会員の中から選出する。選任までは、これを代表理事が務めるものとする。

(定足数)

第 17 条 総会は、総正会員の議決権の過半数を有する正会員の出席がなければ開催することができない。

(議決権)

第 18 条 総会における議決権は、正会員1名につき1個とする。

(決議)

第 19 条 総会の決議は、総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した当該正会員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

(1)会員の除名

(2)監事の解任

(3)定款の変更

(4)解散及び残余財産の処分

(5)合併及び事業の全部又は重要な一部の譲渡

(6)その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議する際には、候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第23条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(書面又は電磁的方法による議決権行使)

第 20 条 総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について議決権行使書又は電磁的方法をもって議決権行使することができる。この場合において、その議決権の数は、前条の出席した正会員の議決権の数に算入する。

(議決権の代理行使)

第 21 条 正会員は、代理権を証明する書面又は電磁的方法をもって代表理事に提出して、他の正会員を代理人として議決権を行使することができる。この場合において、第19条の規定の適用については、その正会員は総会に出席したものとみなす。

(議事録)

第 22 条 総会の議事については、開催の日時及び場所、議事の経過の要領及びその結果、並びにその他法令の定めるところにより議事録を作成しなければならない。

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2名以上が、署名若しくは記名押印又は電子署名をしなければならない。

## 第 5 章 役員

(役員の設置)

第 23 条 本会に、次の役員を置く。

理事 3名以上9名以内

監事 1名以上

2 理事のうち、1名を代表理事とする。

3 代表理事以外の理事のうち、1名以上を業務執行理事とする。

(役員の選任)

第 24 条 理事及び監事は、総会において正会員(法人又は団体の場合にあっては、その代表者又は代表者が指名する者)の中から選任する。

2 代表理事及び業務執行理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

3 理事及び監事は、相互にこれを兼ねることができない。

4 理事のうち、理事のいずれか1名とその配偶者又は3親等内の親族その他法令で定める特別の関係にある者の合計数は、理事総数の3分の1を超えてはならない。監事についても、同様とする。

5 他の同一団体の理事又は使用人である者その他これに準ずる相互に密接な関係にあるものとして法令で定める理事の合計数は、理事の総数の3分の1を超えてはならない。監事についても、同様とする。

(理事の職務及び権限)

第 25 条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、本会の職務を執行する。

2 代表理事は、法令及びこの定款で定めるところにより、本会を代表しその業務を執行する。

3 業務執行理事は、代表理事を補佐して本会の業務を掌理する。

4 代表理事及び業務執行理事は、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

#### (監事の職務)

第 26 条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、本会の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

#### (役員の任期)

第 27 条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結のときまでとし、再任を妨げない。

2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結のときまでとし、再任を妨げない。

3 補欠により選任された役員の任期は、前任者の任期の満了するときまでとする。

4 理事又は監事は、第23条に定める定数に足りなくなるときは、辞任又は任期満了により退任した後も、新たに選任されたものが就任するまでは、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

#### (役員の解任)

第 28 条 理事及び監事は、総会の決議によって解任することができる。

#### (役員の報酬等)

第 29 条 理事及び監事は、無報酬とする。ただし、常勤の理事及び監事に対しては、総会において定める総額の範囲内で、総会において別に定める報酬等の支給基準に従って算定した額を報酬として支給することができる。

#### (取引の制限)

第 30 条 理事は、次に掲げる取引をしようとする場合には、理事会において、その取引について重要な事実を開示し、その承認を受けなければならない。

(1)自己又は第三者のためにする本会の事業の部類に属する取引

(2)自己又は第三者のためにする本会との取引

(3)本会がその理事の債務を保証することその他その理事以外の者との間における本会とその理事との利益が相反する取引

2 前項の取引をした理事は、その取引後、遅滞なく、その取引についての重要な事実を理事会に報告しなければならない。

#### (責任の一部免除又は限定)

第 31 条 本会は、一般法人法第 114 条の規定により、理事又は監事の同法第 111 条の行為による賠償責任を、理事会の決議によって、賠償責任額から法令で定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として、免除することができる。

2 本会は、一般法人法第 115 条の規定により、理事(業務執行理事又は本会の使用人でないものに限る。)又は監事との間に、同法第 111 条の行為による賠償責任を限定する契約を締結することができる。

きる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、理事会であらかじめ定めた額と法令の定める最低責任限度額とのいずれか高い額とする。

## 第6章 名誉会長及び顧問等

### (名誉会長及び顧問等)

- 第32条 本会には、名誉会長、会長、顧問、相談役及び参与を置くことができる。
- 2 名誉会長、会長、顧問、相談役及び参与は、一般法人法上の役員ではなく本会に対して何らの権限を有しないが、代表理事の諮問に応え、参考意見を述べることができる。
- 3 名誉会長、会長、顧問、相談役及び参与は、理事会において任期を定めた上で選任する。
- 4 名誉会長、会長、顧問、相談役及び参与は、無報酬とする。ただし、その職務を行うために要する費用の支払をすることができる。

## 第7章 理事会

### (構成)

- 第33条 本会に理事会を置く。
- 2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

### (権限)

- 第34条 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次の職務を行う。
- (1)業務執行の決定
- (2)理事の職務の執行の監督
- (3)代表理事及び業務執行理事の選定及び解職
- (4)名誉会長、会長、顧問、相談役及び参与の選任及び解任
- (5)総会の開催の日時及び場所並びに総会の目的である事項の決定
- (6)規則の制定、変更及び廃止
- 2 理事会は、次に掲げる事項その他の重要な業務執行の決定を理事に委任することができない。
- (1)重要な財産の処分及び譲受け
- (2)多額の借財
- (3)重要な使用人の選任及び解任
- (4)従たる事務所その他重要な組織の設置、変更及び廃止
- (5)理事の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他本会の業務の適正を確保するために必要なものとして法令で定める体制の整備
- (6)第31条第1項の責任の一部免除及び同条第2項の責任限定契約の締結

(開催)

第 35 条 理事会は、毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上開催する。

(招集)

第 36 条 理事会は、代表理事が招集する。

2 代表理事が欠けたとき又は代表理事に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

3 理事会を招集するときは、理事会の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも7日前までに、各理事及び各監事に対してその通知を発しなければならない。

4 前項の規定にかかわらず、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく理事会を開催することができる。

(議長)

第 37 条 理事会の議長は、代表理事がこれに当たる。

(決議)

第 38 条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、一般法人法第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があつたものとみなす。

(議事録)

第 39 条 理事会の議事については、開催の日時及び場所、議事の経過の要領及びその結果、並びにその他法令の定めるところにより議事録を作成しなければならない。

2 議事録には、代表理事及び監事が、署名若しくは記名押印又は電子署名をしなければならない。

## 第 8 章 基金

(基金の拠出)

第 40 条 本会は、一般法人法第 131 条に規定する基金の拠出を求めることができるものとする。

(基金の取扱)

第 41 条 基金の募集、割当て及び払込み等の手続については、理事会が別に定める基金取扱規程によるものとする。

(基金の拠出者の権利)

第 42 条 拠出された基金は、基金の拠出者と合意した期日まで返還しない。

2 本会に対する基金の拠出者の権利については、他人に譲渡並びに質入れ及び信託することはできないものとする。

(基金の返還手続き)

第 43 条 基金の返還は、定時総会の決議によって、一般法人法第 141 条第2項に規定する限度額の範囲内で行うものとする。

2 前項の基金の返還手続きについては、理事会の決議によって定めるものとする。

(代替基金の積立)

第 44 条 基金の返還を行うため、返還される基金に相当する金額を代替基金として積み立てるものとし、その代替基金については取り崩しを行わないものとする。

## 第 9 章 財産及び会計

(財産)

第 45 条 本会の財産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1)設立当初の財産目録に記載された財産
- (2)会費
- (3)寄附金品
- (4)財産から生じる収入
- (5)事業に伴う収入
- (6)その他の収入

(財産の管理)

第 46 条 本会の財産は、代表理事が管理し、その方法は理事会の決議を経て、代表理事が別に定める。

(経費の支弁)

第 47 条 本会の経費は、財産をもって支弁する。

(事業年度)

第 48 条 本会の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第 49 条 本会の事業計画書、収支予算書並びに資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度の開始の日の前日までに代表理事が作成し、理事会の決議を経て、総会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所及び従たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置くものとする。

(事業報告及び決算)

第 50 条 本会の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、代表理事が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、定時総会に提出し、第1号及び第2号の書類についてはその内容を報告し、第3号から第6号までの書類については承認を受けなければならない。

(1) 事業報告

(2) 事業報告の附属明細書

(3) 貸借対照表

(4) 損益計算書(正味財産増減計算書)

(5) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の附属明細書

(6) 財産目録

2 前項の書類のほか、監査報告を主たる事務所に5年間、従たる事務所に3年間備え置くとともに、定款を主たる事務所及び従たる事務所に、会員名簿を主たる事務所に備え置くものとする。

## 第 10 章 定款の変更、合併及び解散等

(定款の変更)

第 51 条 本会は、総会の決議によって定款を変更することができる。

(合併等)

第 52 条 本会は、総会における、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数の決議により、他の一般法人法上の法人との合併又は事業の全部若しくは一部の譲渡をすることができる。

(解散)

第 53 条 本会は、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第 54 条 本会が清算をする場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、国若しくは地方公共団体又は公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人に贈与するものとする。

2 本会は、剩余金の分配を行うことができない。

## 第 11 章 支部

### (設置等)

第 55 条 本会は理事会の決議により、支部を置くことができる。

2 支部の運営に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

## 第 12 章 委員会

### (委員会)

第 56 条 本会の事業を推進するために必要があるときは、理事会はその決議により、委員会を設置することができる。

2 委員会の委員は、会員及び学識経験者の中から理事会が選任する。

3 委員会の任務、構成及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

## 第 13 章 事務局

### (設置等)

第 57 条 本会には事務局を設置することができる。

2 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は理事会で定める。

## 第 14 章 個人情報の保護

### (個人情報の保護)

第 58 条 本会は、業務上知り得た個人情報の保護に万全を期するものとする。

## 第 15 章 公告の方法

### (公告の方法)

第 59 条 本会の公告は、官報に掲載する方法による。

## 第 16 章 雜則

### (委任)

第 60 条 この定款に定めるもののほか、本会の運営に必要な事項は、理事会の決議を経て、代表理事が別に定める。

## 第17章 附則

### (最初の事業年度)

第61条 本会の設立初年度の事業年度は、本会の成立の日から平成28年3月31日までとする。

### (設立時の役員等)

第62条 本会の設立時理事、設立時代表理事及び設立時監事は、次に掲げる者とする。

設立時理事	長島 茂雄
設立時理事	吉田 洋
設立時理事	古山 青史
設立時理事	北村 尚弘
設立時代表理事	長島 茂雄
設立時監事	大道 一馬

### (設立時社員の氏名又は名称及び住所)

第63条 設立時社員の氏名又は名称及び住所は、次のとおりである。

#### 住所

設立時社員 長島 茂雄

#### 住所

設立時社員 吉田 洋

#### 住所

設立時社員 古山 青史

### (法令の準拠)

第64条 この定款に定めのない事項は、すべて一般法人法その他の法令に従う。

以上、一般社団法人日本ソーシャルキャピタル協会設立のため、設立時社員長島茂雄ほか2名の定款作成代理人である行政書士福本恵は、電磁的記録である本定款を作成し、これに電子署名をする。

平成27年9月9日

設立時社員	長島 茂雄
設立時社員	吉田 洋
設立時社員	古山 青史

定款作成代理人 福本 恵

